

令和 7 (2025) 年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

「令和 7 (2025) 年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務」を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和 7 (2025) 年 7 月 2 日

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

1 事業の趣旨・目的

この要領は、「令和 7 (2025) 年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務」を効果的に実施するに当たり、複数の者から豊富な知識と技術や経験等に基づく提案を受け、公平、透明、円滑に委託契約の相手方を特定することを目的として定めたもの。

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和 7 (2025) 年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 (2025) 年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日（火曜日）まで

(4) 委託料上限額

5, 190, 900 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当

電話 028-623-3074 FAX 028-623-3150

電子メール danjo@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に

該当しない者であること。

- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和 7 (2025) 年 7 月 2 日 (水曜日)

イ 実施内容等に関する質問受付期限

令和 7 (2025) 年 7 月 8 日 (火曜日) 午後 5 時必着

ウ 質問に対する回答

令和 7 (2025) 年 7 月 14 日 (月曜日) 予定

エ 参加表明書等の提出期限

令和 7 (2025) 年 7 月 17 日 (木曜日) 午後 5 時必着

オ 企画提案書の提出期限

令和 7 (2025) 年 7 月 24 日 (木曜日) 午後 5 時必着

カ プロポーザル審査

令和 7 (2025) 年 7 月下旬 (予定)

キ 選定結果の通知・公表

令和 7 (2025) 年 8 月上旬 (予定)

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ (入札・公募 (業務委託)) からダウンロードすること。

※URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書 (別紙様式 1) により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 公募開始日～令和 7 (2025) 年 7 月 8 日 (火曜日) 午後 5 時必着

イ 質疑方法 電子メールにより 2 (5) に提出すること。

ウ 回答期日 令和 7 (2025) 年 7 月 14 日 (月曜日) 予定

エ 回答方法 回答は、栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書 (別紙様式 2)
- ・確認書 (別紙様式 3)
- ・会社概要又は会社概要パンフレット

イ 提出期限

令和 7 (2025) 年 7 月 17 日 (木曜日) 午後 5 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所

2 (5)

エ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで（正午～午後1時を除く））又は郵送（書留郵便に限る）。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年7月22日（火曜日）午後3時までに辞退届（別紙様式4）を提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を速やかに通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により令和7(2025)年7月24日（木曜日）午後5時までに2(5)に提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体スケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似業務の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本を1部提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業において必要な範囲内において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙1「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が70点未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページに公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数およびそれぞれの総合点

※参加者が2社の場合、次得点者の得点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県の間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
なお、電子契約による締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとするが、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。（契約書の内容は別紙 2 「契約書案」のとおり）。
- (5) 紙の契約書を希望する場合は、当該契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
（契約書の内容は別紙 2 「契約書案」のとおり）。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

委託契約を締結した場合、受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

9 その他

- (1) 事業の成果は県に帰属するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。